租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価(銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置(欠損金の繰戻し還		
•	の名称	/// 外	付)の延長	日巨(八俣並の株尺し座	
2	対象税目	① 政策評価の	法人税:外(国税 19)		
		対象税目			
		② 上記以外の	_		
		税目			
3	要望区分等	等の別	【新設·拡充·延長】 【単独·主管·共管】		
4	内容		 《現行制度の概要》		
			銀行等保有株式取得機構(以下「機構」)に	ついては、租税特別措	
			│ │置法において以下の特例が措置されている。		
			機構の法人税に係る特例	(参考)特例がない場合の 法人税法等の取扱い	
			① 欠損金の繰越控 制限なし (令和14年3月末まで措置)	10 年間	
			② 繰越控除される 所得金額の100% 欠損金の限度額 (令和18年3月末まで措置)	所得金額の 50%	
			② 欠損金の繰戻し あり	なし	
			│ ○ │ による還付 │ (令和8年3月末まで措置)		
			《要望の内容》	□ → 	
			令和8年3月末で日切れとなる③欠損金の約	架戻しによる遠付につい	
			て、延長すること。		
			《関係条項》		
			・租税特別措置法第 66 条の 12		
5	担当部局		金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室		
6	評価実施	時期及び分析対	評価実施時期:令和7年8月		
	象期間		分析対象期間:令和4年度~		
7	創設年度	及び改正経緯	令和4年度 創設		
			令和6年度 2年間の延長		
8	適用又は	延長期間	租税特別措置法第 66 条の 12 第1項の不適用	月期限までの延長とす	
			る。		
	—		//	- »	
9	必要性	① 政策目的及	《租税特別措置等により実現しようとする政策		
	等	びその根拠	銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り 銀行等以めの合せしが出五によの発行する地		
			│銀行等以外の会社とが相互にその発行する株 │消することに資する当該銀行等の株式の処分。		
			消りることに負りるヨ該越行寺の休式の処方で 国民経済の健全な発展に資すること。	の円消化を図り、もつく	
			国民経済の健主な光展に負すること。 《政策目的の根拠》		
			\ 以	赴(平成十三年法律第百	
			三十一号)	- · · · ※ · - - - - - - - - - - - - - - - - - -	
			(目的)		
			│ 、115.7 │第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及	及び銀行等をめぐる諸情	
			勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務		
			るため、当分の間、銀行等による株式等の係	R有を制限するとともに、	
			銀行等による対象株式等の処分の円滑を図	り、あわせて銀行等と	

				銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を
				解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを見なるます。
		(2)	政策体系に	とを目的とする。 I −2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
			おける政策	
			目的の位置	
			付け 租税特別措	銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確
		3	性気付別相 置等により	保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安
			達成しようと	定的な業務運営基盤を確保すること。
			する目標	
		4	政策目的に	本特例措置を講ずることにより、機構の財務面での安定的な業務運
			対する租税	営基盤が確保され、機構による、銀行等による株式等の処分に係るセ
			│特別措置等 │ │ の達成目標	一フティネットとしての機能の発揮に資するものと考えられる。
			実現による	
			寄与	
10	有効性 等	1	│ 適用数 	適用数の実績はない。 適用見込みは機構のみである。
				週 用元色がは版構のができます。
				【算定根拠】
		2	適用額	適用額の実績はない。
				適用額見込みは、要望内容の性格上、明示することが困難である。
				【算定根拠】
		3	減収額	減収額の実績はない。
				減収額見込みは、要望内容の性格上、明示することが困難である。
				【算定根拠】
		_	사 B	// 本年 - 10 (0分) 0 法代比为五代和双针 outh 罗林 - 1 (1) 生产 1 (2)
		4)	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようと する目標(9③)の実現状況》
				機構は、その設立から令和6年度末までの間に、3兆円を超える株
				式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時
				期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象 株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株
				式等の処分も行ってきているところであり、セーフティネットとして、相応
				の役割を果たしているものと認められる。
				【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

				_
				《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別 措置等の直接的効果》
				相直等の直接的効果/ 本特例措置が延長されなかった場合には、機構の財務面での安定
				的な業務運営基盤が損なわれ、経済情勢等の急激な変動が発生した
				場合において、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果
				たすことができなくなるおそれがある。
				【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
				_
				○直接的効果の把握・分析手法及び直接的効果と考えられる理由
				他の政策手段として妥当なものは存在せず比較は困難であるが、機
				構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能 を発揮し、金融システムの安定性の確保や国民経済の健全な発展に
				寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とそ
				の効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられ
				ప 。
				《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
				_
		⑤	税収減を是	機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての
			認する理由	機能を発揮し、金融システムの安定性の確保や国民経済の健全な発
			等	展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割しての数異ないます。これ、また別な世界はスペ悪性は高いものしま
				割とその効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられる。
11	相当性	1	租税特別措	機構の業務は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットと
		•	置等による	して高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。
			べき妥当性	また、当該業務は機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役
			等	割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものである
				ことも踏まえると、経済情勢等の急激な変動が発生した場合において
				も、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことがで
				きるよう、本特例措置により機構の財務面での安定的な業務運営基盤
				を確保する必要がある。
				機構は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第 57 条第
				6項において、解散時に債務超過している場合には、国庫による支出
				(国民負担)ができることとされており、当該政策手段を取ることを回避
				(国民負担)ができることでれており、当該政策子校を取ることを回避 するため、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。
		2	他の支援措	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		(2)	世の文版語	心ソスは旧臣で我切りりずは正正心の。
			け等との役	
			割分担	

			地方公共団 体が協力す る相当性	
12	有識者の見解			_
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期			令和5年8月